

## 結婚祝金の申請について

- 教弘保険加入者会員が結婚した時、祝金1万円を贈呈します。
- 結婚祝金申請書は、結婚(入籍)後1年以内に提出ください。
- 申請者(教弘保険加入者会員)の氏名は必ず自署してください。
- 結婚(入籍)したことの証明として、所属長の署名及び捺印(※1)、または教弘保険加入者会員が結婚したことを証明できる書類等のコピー(※2)を添付してください。
- 結婚時、申請時ともに教弘保険加入者会員であること。

※1 職印の取得をお願いします。

※2 戸籍抄本など婚姻の事実の記載があり、新姓と旧姓の表示がある書類のコピーをお願いします。

注意)住民票や免許証は婚姻の事実が確認できないため結婚したことを証明する書類としては認めていません。

# 結婚祝金申請書

公益財団法人 日本教育公務員弘済会広島支部長 様		記入日	年	月	日
		ふりがな			
		教弘保険加入者氏名 (自署)			
		ふりがな			
		旧姓			
		教弘保険加入者 生年月日	年	月	日生
このたび結婚をしましたので、次の通り関係事項を付して、結婚祝金の申請をします。					
教弘保険加入年月日	年 月 日				
加入者住所	〒 -				
加入者所属先					
配偶者氏名					
結婚年月日	年 月 日				
所属長の署名捺印欄					
上記の通り相違ありません。					
年 月 日					
所属					
職名・氏名					
職印					
送金先	銀行・農協・信金 支店 信組・その他				
	口座番号	普通・当座 貯蓄	ふりがな 名義人		
査定の結果、給付を決定する。					
年 月 日					
公益財団法人 日本教育公務員弘済会広島支部 支部長					
印					

## 個人情報の取扱いについて

- 公益財団法人日本教育公務員弘済会広島支部(以下、当支部という)は、適正に取得した個人情報を当支部の目的事業(奨学・研究助成・福祉・教育文化・共済)のために利用します。
- 当支部は、上記のうち、共済事業等に関する個人情報を株式会社広島教弘ならびに提携会社・団体と共同して利用することがあります。
- 当支部は、法令に定める場合を除き、個人情報を事前に本人の同意を得ることなく、目的事業以外に利用することはありません。
- 当支部の個人情報の取扱いについては、当支部個人情報保護管理規程に基づき取扱います。  
不明な点は、事務局までお問い合わせください。